

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 23.3.23 第 177 回国会第 3 号

3 月 23 日（水）第 3 回の委員会が開かれました。

1 平成 23 年東北地方太平洋沖地震により亡くなられた方々に対し、黙禱をささげました。

2 文部科学行政の基本施策に関する件

- ・「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」に関する文部科学省所管事項について、鈴木文部科学副大臣から説明を聴取しました。
- ・高木文部科学大臣、笹木文部科学副大臣、鈴木文部科学副大臣、笠文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

委員長 田中真紀子君

- ・平成 23 年東北地方太平洋沖地震で被災した福島第一原発から漏れた放射性物質について、大気、海中、土壌の測定値は人体に影響がないとされているが、将来にわたって誰が安全を担保するのか伺いたい。
- ・大臣は被災地に赴いているのか伺いたい。

瑞慶覧 長敏君（民主）

- ・事故の発生した原発からの避難範囲を定める基準を伺いたい。また、同原発から 30 km 以上離れていれば放射線による身体への影響がないと理解してよいか伺いたい。
- ・他の地域の医療機関との協力体制の構築の状況について伺いたい。
- ・子どもの心のケアなどのための教育復興担当教員の加配を行う考えの有無について伺いたい。

松野博一君（自民）

- ・被災を受けて十分機能できない市町村教育委員会の数及び県の教育委員会がその業務を代行ができるのか伺いたい。
- ・学校を再開した際に、学級編制や授業形態等について現場の状況に柔軟に対応することが必要と考えるがどうか。また、代替教職員の確保、車を利用する教職員へのガソリンの優先配給が必要と考えるが、あわせて伺いたい。
- ・被災した公立学校施設の災害復旧に対する国庫負担率のかさ上げを行うこと等が必要と考えるがどうか。また、私立学校施設の復旧の国庫補助について特段の配慮が必要と考えるが、あわせて伺いたい。

永岡桂子君（自民）

- ・被災した児童生徒の転校手続については、必要書類が整わない等の場合でも弾力的かつ統一された手続きで行うべきであると考えているが、見解を伺いたい。
- ・原子力損害賠償法による賠償について、政府内の検討が進められているのか、また、風評被害による農家に対する賠償について伺いたい。
- ・平成 23 年度予算案を見直して災害復興に充てるべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

富田茂之君（公明）

- ・3 月 14 日付けで、鈴木副大臣から都道府県教育委員会に対し、被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について通知がなされたが、その実効性の確保や、児童生徒等の心のケアを含めた健康問題等への対応について大臣に伺いたい。
- ・今春卒業予定の大学生について、地震の影響による就職内定の取消しが懸念されるが、文部科学省の対応方針を伺いたい。また、現在、就職活動を行っている平成 24 年 3 月卒業予定者への支援として、企業等に対し採用活動の延期又は延長を求めることも必要と考えるが文部科学省の見解を伺いたい。
- ・被災した医療機関や福祉施設等の避難先として、国立大学附属病院を中心として近隣施設と連携した受入れ体制を整備する必要があると考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。

宮本岳志君（共産）

- ・人的被害の状況及び状況把握の現状対応等について伺いたい。また住居を失った児童生徒と教職員の現状に

についてもあわせて伺いたい。

- ・震災を受けて避難場所となっている学校で、多くの教職員が避難者のケアなどを行っているが、学校の業務に専念させるためにも負担を軽減すべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

- ・震災で受けた児童生徒の心のケアのためにも教職員と児童生徒の結びつきを断ち切らないように、新年度の人事異動については柔軟な対応が必要と考えるが、大臣の見解を伺いたい。

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 15 号）

- ・高木文部科学大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・高木文部科学大臣、鈴木文部科学副大臣、尾立財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

下村博文君（自民）

- ・平成 23 年東北地方太平洋沖地震に際し、被災地から要請がなくても文部科学省として積極的に支援する必要があると考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・公立学校の教職員給与費の 3 分の 1 を国が負担する義務教育費国庫負担金は、憲法上の国の責任である義務教育に係る経費であるにもかかわらず、平成 23 年度予算編成において 10% マイナスシーリングの対象とすることを認めた理由を大臣に伺いたい。
- ・義務教育費国庫負担金については 10% マイナスシーリングの対象とした一方、残りの 3 分の 2 の部分に係る地方交付税交付金については、その対象外とした理由を財務省に伺いたい。
- ・人間関係形成力が未熟であり集団の維持が望ましいことなどから全国で 90% 近くの学校が小学校第 1 学年から第 2 学年への進級時にクラス替えを行っていない。小学校第 1 学年のみの 35 人以下学級の実施により、第 2 学年への進級時にクラス替えが問題となるが、第 2 学年での 35 人以下学級を認めなかった理由を財務省に伺いたい。
- ・高等学校実質無償化をやめて、その財源を震災復興に充てるべきだと考えるが、財務省の見解を伺いたい。
- ・多くの教育委員会において教員の採用決定時期が 10 月末である中、平成 22 年 12 月の小学校第 1 学年のみの 35 人以下学級の実現の決定は、地方公共団体の実情を考えていないものだと考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・本法律案が重要法案であって十分な審議時間の確保が必要である中、4 月 1 日までの成立が必要かどうか大臣に伺いたい。

を伺いたい。

- ・地方の実情に応じて教職員の配置をするためには、基礎定数の確保だけではなく、地方の要求に応えられる加配定数も確保する必要があるのではないかと伺いたい。
- ・本法律案の成立により、小学校第 1 学年以外の学年についての少人数学級の取組のための加配定数措置に影響はないのか伺いたい。
- ・子どもが学びやすく、教員が指導しやすいように加配定数を配分するため、加配定数の活用実態を把握すべきだと考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・財務省は、少人数学級に係る義務教育費国庫負担金について、平成 24 年度以降の予算編成での基準の一つとして、学習成果の向上との相関関係をみて判断しているが、学習成果の向上とは具体的にどういう意味なのか、財務省に伺いたい。
- ・憲法上の国の責任である義務教育費国庫負担金については、予算編成のマイナスシーリングの対象にするべきではないと考えるが、大臣の認識を伺いたい。
- ・これまでの加配定数から基礎定数への振替えにより、東京都教育委員会では、これまでに配分されていた加配定数の削減が懸念されるが、文部科学省の認識を伺いたい。

池坊保子君（公明）

- ・本法律案の新年度からの実施を踏まえると、学校現場を混乱させることなどとならないような時期に本法律案を議論する必要があると思うが大臣の見解を伺いたい。
- ・小学校第 1 学年のみの 35 人以下学級の実施により、第 2 学年への進級時にクラス替えをする必要性が生じると思うが文部科学省の見解を伺いたい。
- ・本法律案に加配制度の拡充のため、特別支援教育に関する教員の加配、専科教員の配置に関する教員の加配などの規定を加えることについて大臣の見解を伺いたい。
- ・市町村が柔軟に学級編制できるようにする規定を効果

馳浩君（自民）

- ・平成 23 年度予算案に計上されている 35 人学級に係る教職員定数（4000 人）に与える影響など、本法律案が本年度内に成立しないことにより支障が生じる理由

的なものにするためには、都道府県教育委員会に学校の実態を考慮すべき旨を法律に明記する必要性があると考えるが大臣の見解を伺いたい。

- ・本法律案の附則に規定されている平成 24 年度以降の小学校第 2 学年から第 6 学年まで及び中学校の学級編制の標準の改定についての検討については、どのような理念の下で進めていくのか大臣及び副大臣の見解を伺いたい。
- ・市町村が柔軟に学級編制できるようにする制度の導入については、市町村の財政力によって取組の格差が生じること、格差が生じた場合の対処について文部科学省の見解を伺いたい。

職員定数の改善に関する教育関係団体ヒアリング」意見募集において、望ましい学級規模として回答が多かった人数及びその割合について伺いたい。

- ・諸外国における小・中学校の学級規模は 20～30 人程度が主流であり、国内外における調査においてもその効果が認められている状況であるにもかかわらず、今回の改正において学級規模の標準を 35 人とした理由について伺いたい。
- ・平成 22 年 8 月に示された「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」において、小学校 1・2 年生で 30 人学級を目指すこととしていることに対する大臣の見解を伺いたい

宮 本 岳 志君（共産）

- ・OECD参加国の 1 学級当たりの児童生徒の平均人数及び我が国との比較について伺いたい。また、平成 22 年 2～4 月に実施された「今後の学級編制及び教